

～初回面談から当日の利用について～

利用に必要な手続きについて

誰でも通園利用までの流れ



①面談の日程調整については、**原則電話**を差上げます。
(電話が都合悪い場合は申出によりその他の方法でも可)
※利用希望日の2週間前までに面談を受けてください。
(面談日は、原則金曜日とします)

②面談にお越しいただき、利用日を確定します。
(利用日に必要なものなどを案内します。)

③利用開始時間までに発達支援センター湖の子園までお越しください。
(利用開始時に利用料金をお支払いください(QR決済))



④利用終了時間までに発達支援センター湖の子園までお迎えにきてください。

令和8年度の認定申請は令和8年2月中に開始予定です。

草津市電子申請サービス「乳児等支援給付認定申請（仮称）」(令和8年2月中公開予定)より、申請をしてください。

認定が完了次第、誰でも通園総合支援システムのアカウント登録及び乳児等支援給付認定証を発行します。